

作成日 2009/09/24  
改訂日 2011/07/25

## 製品安全データシート

### 1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称	トイレクリーナー酸性
製品コード	518122
会社名	コニシ株式会社
住所	大阪市中央区道修町1-7-1(北浜TNKビル)
担当部門	浦和研究所 研究開発第3部
電話番号(大阪営業推進部)	06-6228-2995
緊急連絡電話番号(夜間・休日)	090-7356-6462
推奨用途及び使用上の制限	トイレの洗浄。所定の用途以外には使用しないこと。

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分外 自然発火性液体 区分外 自己発熱性化学品 区分外 水反応可燃性化学品 区分外 酸化性液体 区分外
健康に対する有害性	急性毒性(経口) 区分4 皮膚腐食性/刺激性 区分1A 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分1 呼吸器感作性 区分1 特定標的臓器毒性(単回暴露) 区分2(呼吸器系) 特定標的臓器毒性(反復暴露) 区分2(呼吸器系 歯)
環境に対する有害性	水生環境急性有害性 区分2 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

#### GHSラベル要素 シンボル



注意喚起語  
危険有害性情報

危険  
H302 飲み込むと有害  
H314 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷  
H318 重篤な眼の損傷  
H334 吸入するとアレルギー、ぜん息又は呼吸困難を起こすおそれ  
H371 呼吸器系の障害のおそれ  
H373 長期又は反復暴露による呼吸器系、歯の障害のおそれ  
H401 水生生物に毒性

注意書き  
安全対策

ミストを吸入しないこと。(P260)  
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)  
ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。(P261)  
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)  
環境への放出を避けること。(P273)  
保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)  
換気が十分でない場合には、呼吸用保護具を着用すること。(P285)

**救急措置**

飲み込んだ場合、気分が悪い時は、医師に連絡すること。(P301+P312)  
 飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。  
 (P301+P330+P331)  
 皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)  
 吸入した場合、呼吸が困難な場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)  
 吸入した場合、呼吸が困難な場合には、新鮮な空気のある場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P341)  
 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)  
 ばく露した時、又は気分が悪い時は、医師に連絡すること。(P309+P311)  
 皮膚に付着した場合、眼に入った場合、飲み込んだ場合、吸入した場合は、直ちに医師に連絡すること。(P310)  
 眼に入った場合、直ちに医師に連絡すること。(P310)  
 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)  
 特別な処置が必要である。(P321)  
 口をすすぐこと。(P330)  
 呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。(P342+P311)  
 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。(P363)  
 施錠して保管すること。(P405)  
 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

**保管  
廃棄**

**3. 組成及び成分情報**

単一製品・混合物の区別 混合物  
 一般名 トイレ用洗浄剤

成分	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
塩化水素	5~10%	HCl	(1)-215		7647-01-0
ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル (C = 12 - 15 及びその混合物に限る)	1~5%	データなし	(7)-97		84133-50-6

分類に寄与する不純物及び安定化添加物 情報なし

**労働安全衛生法**

名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)

塩化水素 (政令番号: 98) (1%~10%)

**化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)**

第1種指定化学物質 (法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。) (政令番号: 407) (1.0%)

**4. 応急措置**

**吸入した場合**

被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

**皮膚に付着した場合**

気分が悪い時は、医師に連絡すること。  
 直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、又は取り去ること。  
 多量の水と石鹸で洗うこと。  
 直ちに医師に連絡すること。

**目に入った場合**

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

- 飲み込んだ場合 医師に連絡すること。  
口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。  
直ちに医師に連絡すること。
- 応急措置をする者の保護 救助者は必要に応じて適切な保護具を着用する。

## 5. 火災時の措置

- 消火剤 大量の水、二酸化炭素、粉末消火剤、土
- 特有の消火方法 ガスの滞留しない場所で風上より消火し、漏洩防止処置を施す。
- 消火を行う者の保護 消火作業の際は、空気呼吸器を含め適切な防護服（耐熱性）を着用する。

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具および緊急措置 関係者以外の立入りを禁止する。  
漏洩場所を換気する。  
漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。  
作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止措置及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
- 環境に対する注意事項 環境中に放出してはならない。  
河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。  
希釈水は汚染を引き起こすおそれがある。
- 回収・中和 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。  
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
- 封じ込め及び浄化方法・機材 危険でなければ漏れを止める。  
二次災害の防止策 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。  
床面に残るとすべる危険性があるため、こまめに処理する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
  - 技術的対策 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
  - 局所排気・全体換気 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。  
安全取扱い注意事項 換気の良い場所で取り扱うこと。  
眼、皮膚又は衣類に付けないこと。  
取扱い後はよく手を洗いうがいをする。
  - 接触回避 『10. 安定性及び反応性』を参照。
- 保管
  - 技術的対策 特別に技術的対策は必要としない。
  - 混触危険物質 『10. 安定性及び反応性』を参照。
  - 保管条件 保管温度：2～30℃  
日光から遮断すること。  
容器を密閉して保管すること。
  - 容器包装材料 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

## 8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度、許容濃度

	管理濃度(厚生労働省)	許容濃度(産衛学会)	ACGIH
塩化水素	未設定	未設定	STEL C 2ppm
ポリ(オキシエチレン) =アルキルエーテル(C =12-15及びその混 合物に限る)	未設定	未設定	

- 設備対策 換気をしながらご使用ください。  
本製品を貯蔵又は使用する設備は、眼洗浄施設及び安全シャワーを設置したほうがよい。

**保護具**

呼吸器の保護具	換気が不十分な場合には、適当な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具	適切な保護手袋を着用すること。
眼の保護具	適切な眼の保護具を着用すること。
皮膚及び身体の保護具	長袖作業衣、必要に応じて保護服及び保護長靴を着用する。
衛生対策	取扱い後はよく手を洗うこと。

**9. 物理的及び化学的性質****物理的状态**

形状	液体
色	青色
臭い	ミント調&塩酸臭
pH	1.4 ~ 2.4
沸点、初留点及び沸騰範囲	情報なし
引火点	引火せず
自然発火温度	なし
比重(密度)	1.040~1.060 g/cm <sup>3</sup>
粘度	70.0~170.0 mPa・s

**10. 安定性及び反応性**

安定性	通常の条件下では安定である。
危険有害反応可能性	各種の金属を腐食して、可燃性気体(水素)を生成する。 塩素系物質のものと併用(混合)すると塩素ガスが発生する。
避けるべき条件	データなし
混触危険物質	酸化剤、アルカリ、アミン、エチレンおよび銅、銅合金、アルミニウム、スチール等の金属。
危険有害な分解生成物	燃焼などによりCO等の有害ガスを発生する恐れがある。

**11. 有害性情報****急性毒性**

経口	混合物の急性毒性推定値が1975.33mg/kgのため急性毒性(経口) - 区分4とした。
経皮	分類結果は急性毒性(経皮) - 区分外となるが、分類できない成分が約20%含まれるため急性毒性(経皮) - 分類できないとした。
吸入	分類結果は急性毒性(吸入:蒸気) - 区分外となるが、分類できない成分が約30%含まれるため急性毒性(吸入:蒸気) - 分類できないとした。 粉じん、ミストによる健康への有害性は判断できないため急性毒性(吸入:粉じん、ミスト) - 分類できないとした。

**皮膚腐食性/刺激性**

混合物の成分の皮膚腐食性/刺激性 - 区分1Aの濃度合計が5%以上のため皮膚腐食性/刺激性 - 区分1Aとした。

**眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性**

混合物の成分の眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 - 区分1の濃度が3%以上のため眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 - 区分1とした。

**呼吸器感受性又は皮膚感受性**

混合物の成分の呼吸器感受性 - 区分1の濃度がカットオフ値以上のため呼吸器感受性 - 区分1とした。

**生殖細胞変異原性****発がん性**

分類結果は発がん性 - 区分外となるが、分類できない成分が約20%含まれるため発がん性 - 分類できないとした。

**生殖毒性****特定標的臓器毒性(単回暴露)**

混合物の成分の特定標的臓器毒性(単回暴露) - 区分1(呼吸器系)の濃度が1%以上10%未満のため特定標的臓器毒性(単回暴露) - 区分2(呼吸器系)とした。

**特定標的臓器毒性(反復暴露)**

混合物の成分の特定標的臓器毒性(反復暴露) - 区分1(呼吸器系)の

濃度が1%以上10%未満のため特定標的臓器毒性(反復暴露) - 区分2(呼吸器系)とした。

混合物の成分の特定標的臓器毒性(反復暴露) - 区分1(歯)の濃度が1%以上10%未満のため特定標的臓器毒性(反復暴露) - 区分2(歯)とした。

データなし

吸引性呼吸器有害性

## 1 2. 環境影響情報

環境に対する有害性

水生環境急性有害性

混合物の成分の(毒性乗率 X 10 X 水生環境急性有害性 - 区分1) + 水生環境急性有害性 - 区分2の濃度が25%を超えるため水生環境急性有害性 - 区分2とした。

水生環境慢性有害性

分類結果は水生環境慢性有害性 - 区分外となるが、分類できない成分が約20%含まれるため水生環境慢性有害性 - 分類できないとした。

生態毒性

情報なし

環境影響その他

製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取扱いに注意する。

## 1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

本製品の廃液は単独ではpHが2.0以下の廃酸に分類される(特別管理型産業廃棄物)。

汚染容器及び包装

空容器類を廃棄するときは、内容物を完全に除去した後に産業廃棄物として処理または回収にまわす。

外箱、紙管など紙製容器・包装：回収または紙くずとして処理(単体で管理型産業廃棄物、付着成分がある場合も管理型産業廃棄物)。

金属缶、金属ドラム、金属チューブ類：金属くずとして処理(単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う)。

ガラス容器：ガラスくずとして処理(単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う)。

プラスチック製のボトル、チューブ、袋など：廃プラスチック類として処理(単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う)。

## 1 4. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報

I M Oの規定に従う。

UN No.

1789

Proper Shipping Name.

HYDROCHLORIC ACID

Class

8

Packing Group

II

Marine Pollutant

Not applicable

航空規制情報

I C A O / I A T Aの規定に従う。

UN No.

1789

Proper Shipping Name.

HYDROCHLORIC ACID

Class

8

Packing Group

II

国内規制

陸上規制情報

消防法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている運送方法に従うこと。

海上規制情報

船舶安全法の規定に従う。

国連番号

1789

品名	塩酸
クラス	8
容器等級	II
海洋汚染物質	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	1789
品名	塩酸
クラス	8
容器等級	II
特別安全対策	『7. 取扱い及び保管上の注意』の記載に従うこと。 容器の漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れの防止を確実にすること。
緊急時応急措置指針番号	157

## 15. 適用法令

労働安全衛生法	特定化学物質第3類物質（特定化学物質障害予防規則第2条第1項第6号） 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9） 腐食性液体（労働安全衛生規則第326条）
消防法	非危険物
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項（2）
船舶安全法	腐食性物質（危規則第2, 3条危険物告示別表第1）
航空法	腐食性物質（施行規則第194条危険物告示別表第1）
港則法	危険物・腐食性物質（法第21条2、則第12条、昭和54告示547別表二）
化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）	（第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1）

## 16. その他の情報

連絡先	『1. 化学物質等及び会社情報』に記載。
参考文献	JIS Z 7252-2009 GHSに基づく化学物質等の分類方法 経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス（平成21年3月） JIS Z 7250-2005 化学物質安全データシート（MSDS） 社団法人 日本化学工業協会 GHS対応ガイドライン（平成20年10月） 日本ケミカルデータベース(株)MSDS作成システム「ロジスト」により作成。
その他	危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意して下さい。 以前にお渡しした本製品の製品安全データシートをお持ちの方は破棄して下さい。 法改正や製品の改良によりMSDSを改訂する場合がありますので、作成・改訂日が2年以上たっている場合は最新版であるかどうか御確認下さい。 MSDSの伝達の経路：製品安全データシート（MSDS）は原則として次の経路で最終取扱事業者様へ伝達されます。恐れ入りますが、未入手の場合のMSDSの御請求や最新版の問い合わせは、販売ルートを通じてお申し出下さい。【メーカー⇒代理店⇒取扱い事業者】
前版からの変更点	「1. 化学物質等及び会社情報」に変更があります